

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する
法律第7条第1項に規定する説明書類

平成22年5月14日

愛知西農業協同組合

愛知西農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、農業専門金融機関・地域金融機関として、「健全な事業を営む農業者を始めとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割の一つ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向けて取り組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下「金融円滑化法」といいます。）に基づき、当組合の金融円滑化にかかわる措置の実施状況について公表いたします。

第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化管理方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しております。

金融円滑化管理方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する柔軟な対応
- 2 お客様の経営相談、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 当組合の金融円滑化管理に関する体制

（注）方針の全文については、平成22年1月29日に公表しております。

第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- 1 信用担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」、金融部を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- 2 貸出業務の取引実施部署を「金融円滑化管理担当部署」とし、同部署に「金融円滑化管理担当者」を配置し、金融円滑化にかかわる対応状況を把握し、「金融円滑化管理責任部署」へ報告することとしております。
- 3 「金融円滑化管理責任部署」にて、当組合の金融円滑化にかかわる対応を一元的に管理し、金融円滑化にかかわる取組状況等を定期的に理事会へ報告することとしております。
- 4 貸出業務の取引実施部署では、金融円滑化にかかわる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

《対応状況を把握する体制の概要図》

別紙1のとおり。

第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

当組合では、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく対応措置にかかわる苦情相談を適切に行うため、以下の体制を整備しております。

- 1 お客様からの金融円滑化にかかわるご相談については、以下の「ご相談窓口」において承っております。
- 2 お客様からの当組合の金融円滑化にかかわる措置に対する苦情については、総合企画部にて承っております。また、苦情を受けた場合には、金融円滑化管理責任部署と連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

《お客様のためのご相談窓口》

別紙 2 のとおり。

《苦情・相談対応の体制の概要図》

前項の「対応状況を把握する体制の概要図」のとおり。

第 4 第 6 条第 1 項第 4 号に規定する法第 4 条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

当組合では、金融円滑化法第 4 条の規定に基づく対応措置をとった後において、当該措置にかかわる中小企業者の事業についての改善または再生のための支援を適切に行うため、以下の体制を整備しております。

- 1 金融円滑化管理担当部署において、事業を営む利用者からの経営相談に対するきめ細かな対応と経営改善への取組みにかかわる支援について真摯に取り組みます。
- 2 経営相談、経営改善のため、当組合職員に対し、必要に応じて研修、指導を行っております。

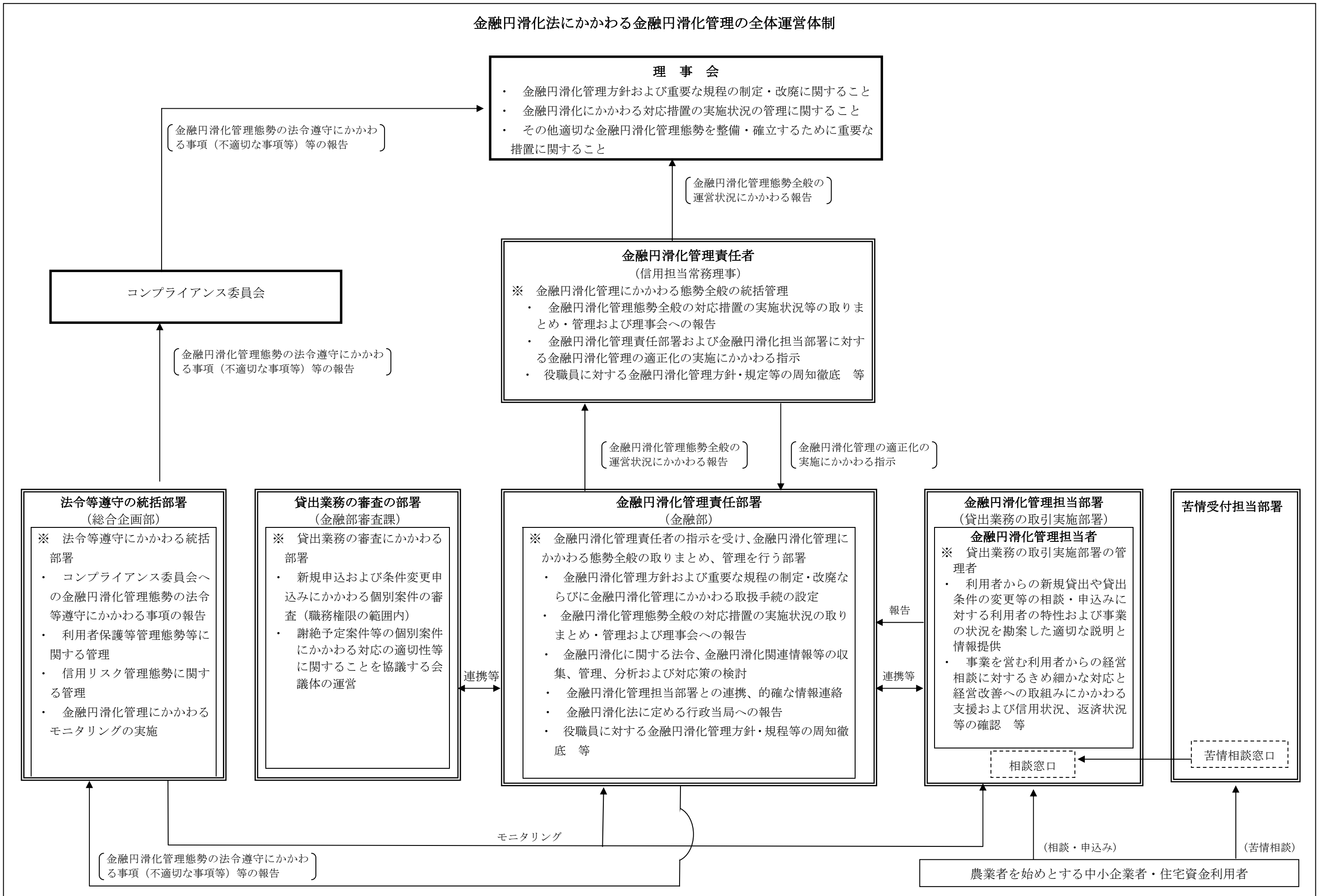
第 5 法第 4 条に基づく措置の実施状況

別表 1、別表 2、別表 3 および別表 4 のとおり。

第 6 法第 5 条に基づく措置の実施状況

別表 7 および別表 8 のとおり。

金融円滑化法にかかわる金融円滑化管理の全体運営体制



お客様各位

平成22年1月15日
愛知西農業協同組合

中小企業者等のお客様へご相談窓口のご案内

愛知西農業協同組合では、経済環境等が一層厳しさを増していることを踏まえ、農業者の皆様を始めとする中小企業のお客様への円滑な資金供給、住宅ローンをご利用のお客様へのご返済条件の見直し等を最も重要な社会的役割の一つとして位置付け、農業及び地域の金融円滑化に取り組んでいるところです。

現在、農業者の皆様を始めとする中小企業のお客様、住宅ローンをご利用のお客様に対して、以下の「ご相談窓口」において、きめ細かなご相談に応じておりますのでお知らせします。なお「ご相談窓口」の受付は本店にあつては金融部へ、支店にあつては金融共済課へお申出下さい。

以上

お客様のためのご相談窓口

店舗名	電話番号	所在地	店舗名	電話番号	所在地
本店	0586-71-6811	一宮市北小淵字道上15番地1	稲沢市支店	0587-32-1251	稲沢市国府宮二丁目3番8号
葉栗支店	0586-78-2251	一宮市大毛字宮前101番地2	稲沢西部支店	0587-32-0461	稲沢市小沢三丁目13番18号
瀬部支店	0586-78-3225	一宮市瀬部字宮西33番地2	稲沢東部支店	0587-32-3022	稲沢市下津新町76の1番地
丹陽支店	0586-77-2611	一宮市三ツ井四丁目6番11号	稲沢北部支店	0587-21-9571	稲沢市治郎丸東町50番地
丹陽西支店	0586-24-6100	一宮市森本五丁目16番9号	稲沢五郷支店	0587-21-0703	稲沢市横地一丁目24番地
浅井支店	0586-78-2145	一宮市浅井町前野字郷西96番地1	稲沢駅前支店	0587-32-4033	稲沢市駅前二丁目5番1号
北方支店	0586-87-1248	一宮市北方町北方字勅使5番地1	稲沢赤池支店	0587-21-1203	稲沢市赤池南町48番地
千秋支店	0586-76-1121	一宮市千秋町町屋字西浦2番地	稲沢南部支店	0587-23-2611	稲沢市高御堂四丁目62番地
一宮支店	0586-73-2043	一宮市西島町二丁目41番地	明治支店	0587-36-1311	稲沢市中野元町231番地
萩原支店	0586-68-2111	一宮市萩原町串作字滝浦6番地	大里支店	0587-32-3111	稲沢市奥田計用町72番地
大和支店	0586-45-2064	一宮市大和町苅安賀字東下田20番地	千代田支店	0587-36-2211	稲沢市福島町中浦62番地
今伊勢支店	0586-73-3886	一宮市今伊勢町本神戸字北浦7番地	祖父江町支店	0587-97-1131	稲沢市祖父江町上牧下川田412番地の3
開明支店	0586-45-2845	一宮市開明字名古羅48番地	長岡支店	0587-97-0073	稲沢市祖父江町馬飼東馬飼15番地
奥町支店	0586-62-3251	一宮市奥町字貴船前28番地1	平和支店	0567-46-0102	稲沢市平和町平池七反田79番地
西成支店	0586-77-3047	一宮市西大海道字本郷140番地1	尾西支店	0586-62-5271	一宮市三条字墓北2番地1
浅野支店	0586-77-3394	一宮市浅野字前林32番地3	朝日支店	0586-68-1277	一宮市明地字上平36番地
木曾川支店	0586-86-2134	一宮市木曾川町黒田字城東31番地1			

- (注) 1 本店および支店の相談時間は、平日の9時から17時までとなります。
2 貸出条件変更等にかかわるご意見・苦情については、本店・総合企画部にてお受けいたします。
【苦情相談窓口 TEL 0586-71-6811 相談時間 平日の9時から17時まで】

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
〔債務者が中小企業者である場合〕

金融機関名	愛知西農協
金融機関コード	6483
業態	農協
地域	愛知県

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	254	351						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	254	330						
うち、実行に係る貸付債権の額	0	23						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0						
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0						
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0						
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0						
うち、審査中の貸付債権の額	254	277						
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	29						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	0	21						
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0						
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	8						
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0						
うち、審査中の貸付債権の額	0	13						
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0						

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
 [債務者が中小企業者である場合]

金融機関名	愛知西農協
金融機関コード	6483
業態	農協
地域	愛知県

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	2	12						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	2	10						
うち、実行に係る貸付債権の数	0	2						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0						
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0						
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0						
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0						
うち、審査中の貸付債権の数	2	6						
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	2						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	0	2						
うち、実行に係る貸付債権の数	0	0						
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1						
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0						
うち、審査中の貸付債権の数	0	1						
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0						

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

金融機関名	愛知西農協
金融機関コード	6483
業態	農協
地域	愛知県

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	0	7						
うち、実行に係る貸付債権の額	0	5						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0						
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0						
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0						
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0						
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0						
うち、審査中の貸付債権の額	0	2						
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0						

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

金融機関名	愛知西農協
金融機関コード	6483
業態	農協
地域	愛知県

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	0	2						
うち、実行に係る貸付債権の数	0	1						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0						
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0						
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0						
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	0						
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0						
うち、審査中の貸付債権の数	0	1						
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0						

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表7) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が住宅資金借入者である場合]

金融機関名 **愛知西農協**

金融機関コード **6483**

業態 **農協**

地域 **愛知県**

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	39	233						
うち、実行に係る貸付債権の額	0	63						
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0						
うち、審査中の貸付債権の額	39	169						
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0						

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表8) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

金融機関名	愛知西農協
金融機関コード	6483
業態	農協
地域	愛知県

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	2	12						
うち、実行に係る貸付債権の数	0	3						
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0						
うち、審査中の貸付債権の数	2	9						
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0						